

佐世保市移住応援住宅助成金のご案内

県外からの移住に伴い住宅新築、購入若しくは改修される方に経費の一部を支援します！

佐世保市にU Iターンする契機に、自分の家を新築するぞ！！

そのような時には、住宅助成金を利用しよう！



事業の目的

県外から佐世保市への移住定住を促進することを目的として、住宅を新築、購入、若しくは実家等を改修して佐世保市に移住しようとする者に対し、予算の範囲内において佐世保市移住応援住宅助成金（以下「助成金」という。）を交付します。
※住宅とは、自己の居住の用に供するもので、その面積が全体の床面積の1/2以上の構築物をいいます。

助成額

住宅助成金は、1世帯につき1回限り交付され、住宅新築、改修工事の着手前、若しくは住宅購入契約締結前に事前申請が必要です。

○助成額：助成対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付します。

対象外 外構工事等、建築物以外の工事等費用。照明器具等居住者において設置できるものに係る費用。登記等費用。土地代等。

限度額 住宅助成金 20万円

（子育て世帯 中学生以下の子供のいる世帯）40万円

離島半島地域への移住の場合 40万円（子育て世帯60万円）

※離島半島地域とは（宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町）

助成対象者

交付対象者は、自ら居住する目的で住宅を新築、購入する者、若しくは、佐世保市内の住宅を購入し改修する者、又は実家を改修する者で、次の各号のいずれにも該当する者をいいます。

- ①県外に1年以上居住し、佐世保市に転入した者であること。
- ②西九州させぼ広域都市圏サポーター登録者。（既転入者除く）
- ③世帯全員が、市町村税の滞納がないこと。
- ④暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- ⑤その属する世帯が、町内会に加入していること。
- ⑥本助成金に類似した他の公的な補助等を受けていないこと。
- ⑦事業完了後、5年間当該住宅に居住すること。
- ⑧住宅購入の場合、所有者と3親等以内の親族関係にないこと。
- ⑨世帯主、又は配偶者が公務員でないこと。（一時的別世帯含む）

※新築の場合の施工業者は、佐世保市内に本店、支店、事業所等を有する法人、又は市内に住所を有する個人に限る。
※改修の場合の施工業者は、佐世保市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る。

※その他、要件がございます。お気軽にお尋ねください

申請から補助金支払までの流れ

お知らせ

- ①佐世保市移住応援住宅助成金は、令和6年3月31日で廃止予定です。また、現時点では、翌年度以降の制度の継続等についても未定です。
- ②佐世保市移住応援住宅助成金は、令和5年度の予算がなくなり次第終了となる場合があります。

ご理解とご了承をお願いいたします。

※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】 佐世保市 企画部 西九州させぼ移住サポートプラザ
TEL：0956-25-9251 FAX：0956-25-3311
E-Mail：uji-turn@city.sasebo.lg.jp

